

第4章

地域包括ケアの推進

1 地域包括ケアの推進

(1) 地域包括ケアシステムの構築

- 地域包括ケアシステムとは、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される仕組みである。
- 市町村においては、介護保険制度における地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業総合事業、包括的支援事業）を活用し、医療と介護の連携体制の構築、介護予防教室の実施や通いの場の創出、配食等の生活支援サービスの実施、生活支援コーディネーターの配置等、地域包括ケアシステム構築に向けた取組みが進められている。
- 高齢者の支え手が減少していくという人口構造の変化を踏まえると、医療や介護といった専門職による高齢者の支援には限界があることから、高齢者自身の積極的な社会参加やセルフケア（自助）、高齢者による支え合い活動（互助）が一層重要になってくる。
- しかし、自助や互助は、行政が直接作り出すものではなく、住民の意思に基づき自発的に行われるものであり、市町村には、地域のおかれている実態を住民に丁寧に説明していくなど地道な普及啓発の取組みが必要である。
- また、地域包括ケアシステムを構築し適切に運営していくためには、地域の実態把握と課題分析、目標設定、関係者との目標の共有、計画の作成・実行、評価と計画の見直しというプロセスを絶えず繰り返すことが重要である。
- 県は、高齢化の現状や地域包括ケアの必要性等についての県民に対する啓発を行う。
- また、市町村が地域の実情に応じた住民への説明や施策の企画立案が行えるよう、市町村に対する優良事例の紹介、地域分析に資するデータ提供や分析による地域包括ケアシステムの現状や課題の見える化、課題に対する取組みの行動計画（ロードマップ等）の策定支援などを行い、市町村による地域包括ケアシステム構築を支援していく。
- 具体的な県の方策については、次節以降において「介護予防の推進」「生活支援の充実」「介護サービスの充実」「医療との連携」「住まいの確保」「認知症施策の推進」の6分野に分けて詳述する。

図表4-3 自助・互助・共助・公助



出典：地域包括ケア研究会「地域包括ケアシステムの構築における今後の検討のための論点」（平成25年3月）

取組事例 社会福祉法人・事業所による地域貢献活動	
県内の社会福祉法人・事業所では、低所得者に対する介護サービス利用者負担軽減のほか、様々な地域貢献活動を実施し、高齢者の地域における暮らしを支えている。	
市町村名	活動内容の一例（主に高齢者に関するもの）
松江市	施設開放・貸出、介護予防教室、地域イベントへの職員派遣、地域高齢者の集いの場づくり、地域へ出前講座、市民講座の開催、在宅介護者を支援する会
安来市	福祉何でも相談会開催、認知症カフェ、フードバンク（生活困窮者へ食品の提供）、安来市法人連絡会（法人同士で連携し生活困窮者の一時的生計費の貸付・日用品給付・なんでも相談会）
出雲市	出前講座、在宅介護支援、施設開放、災害時の地域住民受け入れ（場所提供・非常食品の準備）、脳トレ・レクリエーション講座、認知症ケア講習会、地域サロンの支援・一時的宿泊支援
大田市	介護予防教室、地域行事支援、地元サロンへの送迎、地域研修会
浜田市	脳トレ講演会、寄り合い喫茶、県道沿い清掃活動、日常生活支援、声かけ訪問事業、島根あさひ社会復帰促進センター訓練生介護実習の受け入れ、高齢者等安心生活支援事業
江津市	認知症キャラバンメイト養成講師、認知症 SOS ネットワークの見守り、保護観察者の受け入れ・地域研修会講師派遣
益田市	施設開放、交通弱者支援、講師派遣、買い物・通院支援、送迎車の貸し出し、専門職員の派遣
雲南市	認知症サポーター要請講座、施設開放、福祉避難所、地域講座に講師派遣
奥出雲町	町内3法人と1事業所にて実施する認知症の方・家族等で集まるカフェに講師派遣、施設開放、公民館活動・健康教室・介護予防教室へ講師派遣
飯南町	認知症講演会、在宅生活支援、施設開放
美都町	生活困窮者への夕食無料配食サービス、買い物代行
邑南町	365日配食サービスによる安否確認、認知症サポーター養成、地域住民への介護の相談会、陽だまりサロンへの活動費の支援

西ノ島町	地域研修会へ専門職の派遣、地域交流サロン(地域の社福法人連絡会により制度が利用できない人を対象に居場所づくり)、ほっとサービス(制度で対応できない方を対象にヘルパーが支援を行う)、歳末おそばの配食(町内の独居や高齢者夫婦に安否確認や困りごとを含めた無料配食)
隠岐の島町	地域住民への専門職の派遣、介護予防教室の開催、健康教室の開催、治療食の講義と試食体験、地域で介護保険制度等の出前講座、地域の災害時の避難所(場所・非常食品の準備)、脳トレ・リハビリ教室の開催、施設の敷地内に低所得者対象とした住宅確保と見守り・健康管理

(2) 地域包括支援センターの機能強化

- 地域包括支援センターは、総合相談業務、要支援・総合事業対象者のケアプラン作成、地域ケア会議の開催、権利擁護業務などの業務を担う地域包括ケアシステムの中核となる機関であり、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種が配置されている。
- 県内では平成29年4月現在、26箇所（ブランチ、サブセンター除く）あり、このうち委託型は11箇所である。
- 相談件数は、地域包括支援センターが創設された平成18（2006）年度には県全体で26,789件であったが、平成28（2016）年度には54,417件にまで増加しており、高齢者の総合相談窓口として定着してきている。
- 今後の方向性として、介護離職の防止など介護に取り組む家族を支援する観点から、土日祝日の開所や、電話等による相談体制の拡充、地域に出向いた相談会の実施、企業や労働施策担当部門との連携など、地域の実情を踏まえた相談支援の強化が求められている。
- また、地域共生社会の実現に向け、利用者からの相談を受け、利用者自身とその利用者の属する世帯が抱える生活課題を把握した場合には、必要に応じて適切な機関につないでいくなど、高齢者以外の者の課題解決に関与していくことも求められている。このような、高齢者以外にも含めた包括的な相談・支援体制が整備されることにより、例えば8050世帯（高齢の親と無職独身の50代の子どもが同居している世帯）やダブルケア（介護と育児に同時に直面する世帯）などが抱える課題の解決にもつながる。
- 一方、現状においても地域包括支援センターの業務負担が大きいとの声があり、業務内容や業務量に応じた適切な職員配置など検討が必要である。
- 平成30（2018）年度から地域包括支援センターの事業について全国一律の指標による評価が実施されるが、市町村においては、評価指標の活用による他センターとの比較評価等により、業務の状況や量の程度を把握し、必要に応じて地域包括支援センターの人員配置も含めて改善を図っていくことが重要である。
- 県は、島根県地域包括支援センター連絡会と連携して、地域包括支援センターの機能強化に資する先進事例紹介や制度説明等による職員の資質向上のための研修を実施しており、今後も継続して実施していく。
- また、評価制度の円滑な導入に向けた支援や他自治体との比較分析の支援などを行い、地域包括支援センターの機能強化に取り組んでいく。

図表4-4 地域包括支援センター一覧

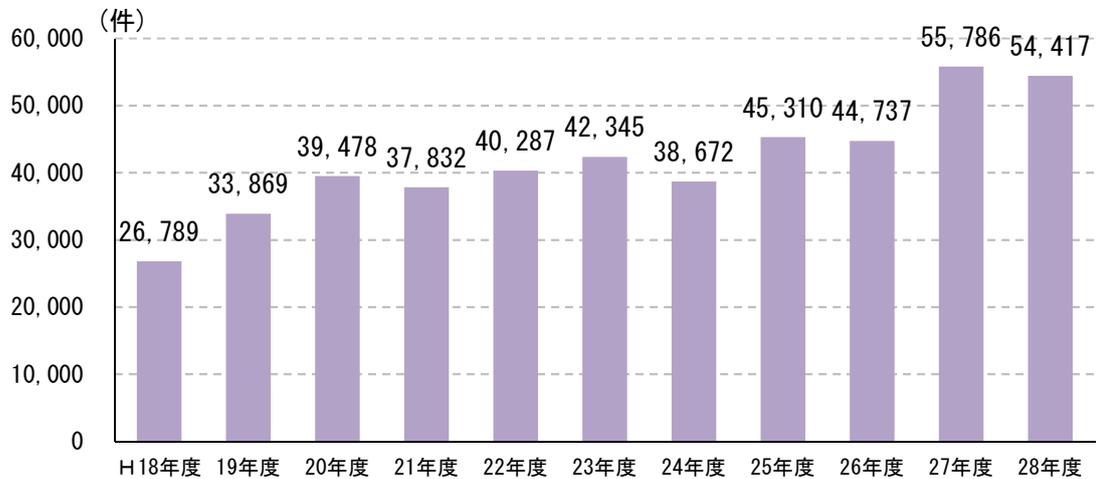
市町村名	名称	委託・直営	市町村名	名称	委託・直営	
	サブセンター等			サブセンター等		
松江市	松東地域包括支援センター	委託	益田市	益田市地域包括支援センター	直営	
	松東サテライト（美保関）			益田市美都地域包括支援センター		
	中央地域包括支援センター			益田市匹見地域包括支援センター		
	松北地域包括支援センター		委託	大田市	大田市地域包括支援センター	直営
	松南第1地域包括支援センター			安来市	安来市地域包括支援センター	委託
	松南第2地域包括支援センター				安来市地域包括支援センターはくた	
	湖南地域包括支援センター			安来市地域包括支援センターやすぎ		
湖南サテライト（央道）	直営	江津市	江津市地域包括支援センター	直営		
浜田市		浜田市地域包括支援センター	雲南市	雲南市地域包括支援センター	直営	
出雲市	サブセンター金城	直営	雲南市	雲南市地域包括支援センター大東	直営	
	サブセンター旭		奥出雲町	奥出雲町地域包括支援センター		直営
	サブセンター弥栄		飯南町	飯南町地域包括支援センター	直営	
	サブセンター三隅		川本町	川本町地域包括支援センター	直営	
	出雲高齢者あんしん支援センター		委託	美郷町	美郷町地域包括支援センター	直営
平田高齢者あんしん支援センター	邑南町	邑南町地域包括支援センター		直営		
佐田高齢者あんしん支援センター	津和野町	津和野町地域包括支援センター		直営		
多伎高齢者あんしん支援センター	吉賀町	吉賀町地域包括支援センター		委託		
湖陵高齢者あんしん支援センター	海士町	海士町地域包括支援センター		直営		
大社高齢者あんしん支援センター	西ノ島町	西ノ島町地域包括支援センター		直営		
斐川高齢者あんしん支援センター	知夫村	知夫村地域包括支援センター	直営			
		隠岐の島町	隠岐の島町地域包括支援センター	直営		

平成29年4月1日現在

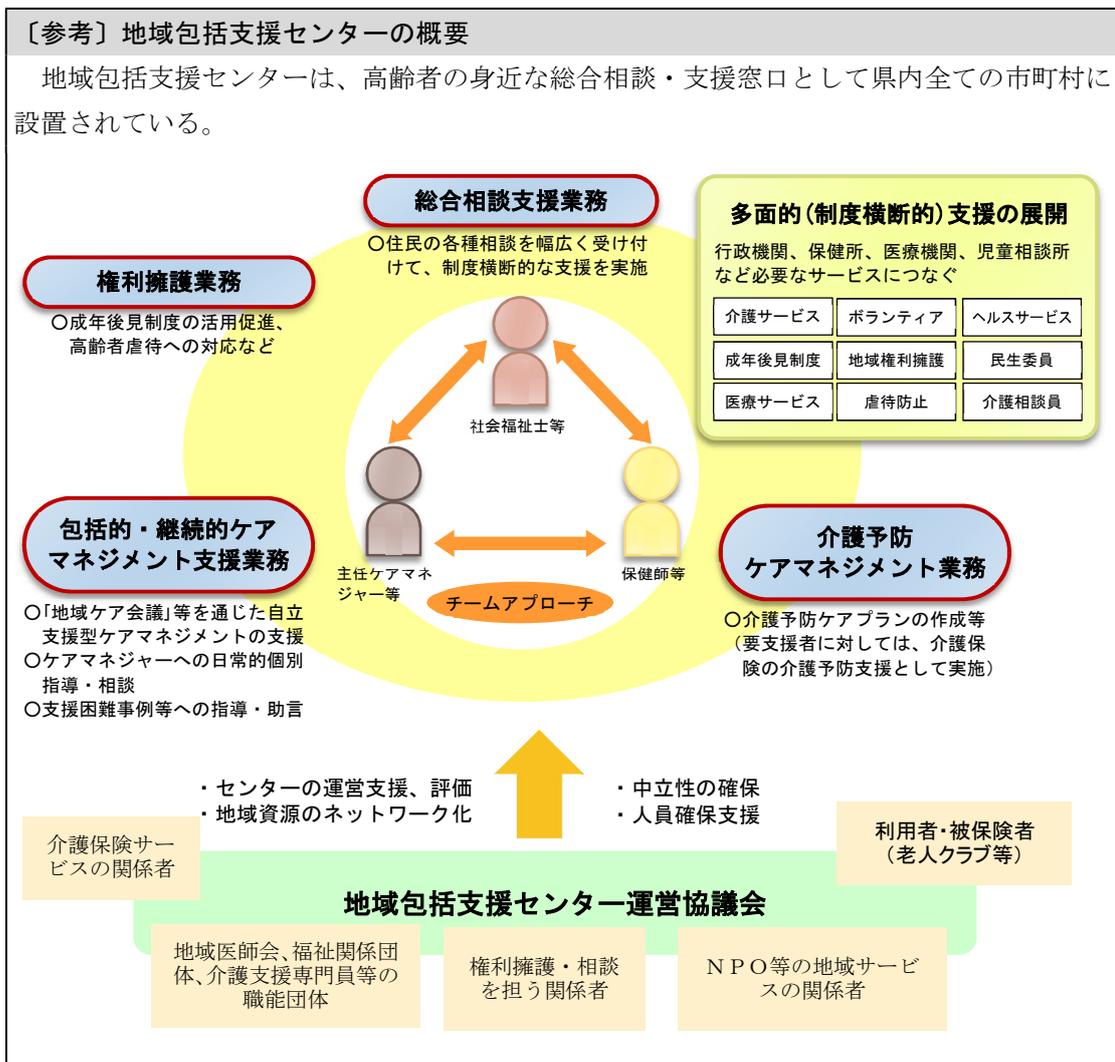
（注）広域保険者から構成市町村に委託しているものについては「直営」と表記

※益田市地域包括支援センター（直営）は、平成30年3月末に廃止され、同年4月から益田市東部・中部地域包括支援センター（委託）及び益田市西部地域包括支援センター（委託）が新設される予定。

図表4-5 地域包括支援センターにおける総合相談件数の推移



資料：地域支援事業交付金実績報告書（平成26年度まで）、地域包括支援センター運営状況調査（厚生労働省、平成27年度以降）



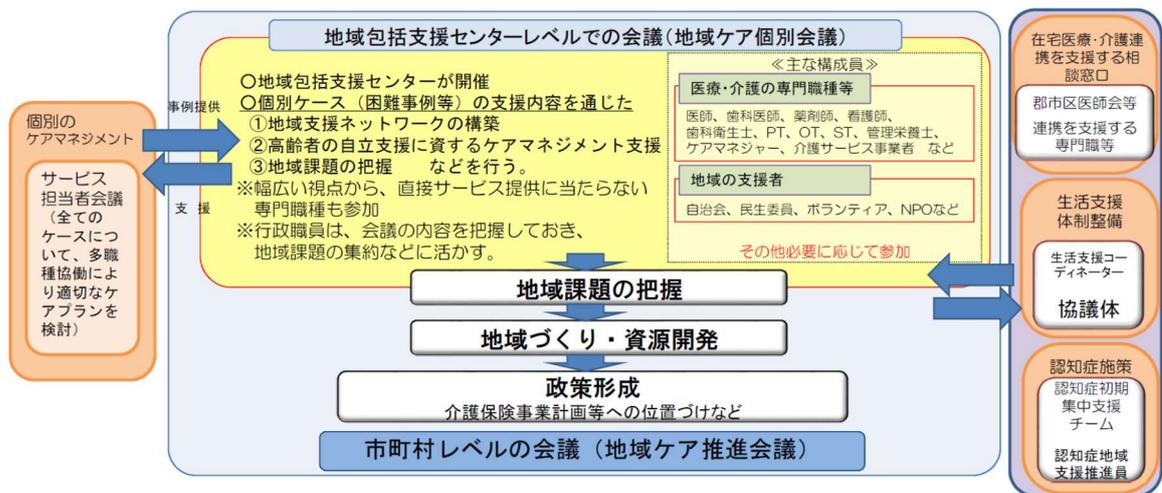
（3）地域ケア会議の推進

- 地域ケア会議は、高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、適切な支援の検討や必要な支援体制に関する検討を行う会議であり、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体により構成されている。
- 地域ケア会議には、個人で解決できない課題を多職種協働で解決し、そのノウハウの蓄積や課題の共有によって、地域づくり・資源開発・政策形成等につなげ、さらにそれらの取組が個人の支援を充実させていくという一連のつながりをもった機能がある。
- 県内市町村では、個別課題解決やネットワーク構築のための地域ケア会議は開催されているものの、地域づくりや政策形成にまでは十分につながっていないところもある。
- 県は、地域ケア会議の好事例の情報収集・提供や研修等を実施し、各市町村の地域ケア会議が有効に機能するよう支援していく。
- また、従来、個別ケースを取り扱う地域ケア会議では、支援困難事例の支援を中心に進められることが多かったが、自立支援・介護予防という介護保険法の理念に立ち返り、自立支援に資するケアマネジメントの支援・普及にも取り組んでい

くことが重要である。

- そのためには、医師、歯科医師、薬剤師、リハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）、栄養士、歯科衛生士、看護師等の多職種からの専門的な助言を得ることが重要であり、県では、平成29（2017）年度から島根県リハビリテーション専門職協議会と連携して、地域ケア会議等にリハビリテーション専門職を派遣する仕組みを構築した。
- 今後も、地域ケア会議等へのリハビリテーション専門職派遣の仕組みを継続するとともに、それ以外の専門職についても、職能団体と連携して地域ケア会議等への参画を促していく。

図表4-6 地域ケア会議の機能



資料：厚生労働省資料

取組事例 自立支援・介護予防を重視した地域ケア会議（松江市地域包括支援センター）

松江市地域包括支援センターでは、薬剤師、訪問看護師、歯科衛生士、管理栄養士、理学療法士、臨床心理士等の多職種による地域ケア会議が年8回（うち2回は、助言をうけ実践した結果の報告・評価）行われている。

この会議では、居宅介護支援事業所等の介護支援専門員から一般的な事例を発表し、専門職によるアセスメントの視点、自立支援・介護予防に向けた目標設定、目標達成に向けたアプローチ方法等の助言を受ける。

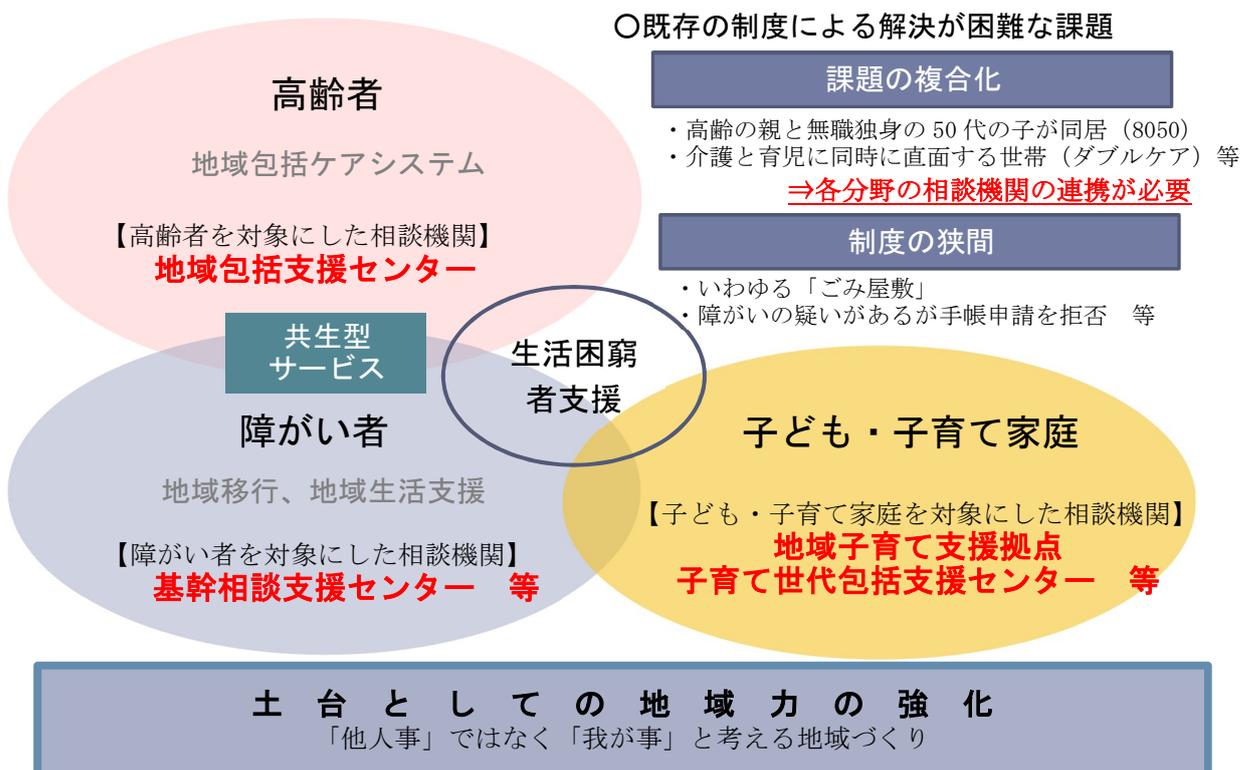
また、この会議を居宅介護支援事業所の介護支援専門員等が傍聴することで、地域全体のケアマネジメントの質の向上を図っている。



(4) 「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制の整備（地域共生社会の実現）

- 「地域共生社会」とは、地域包括ケアの「必要な支援を包括的に提供する」という考え方を障がい者、子ども等への支援や複合課題に広げ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものである。
- 制度面では、平成29（2017）年の介護保険法改正により、高齢者と障がい児・者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、新たに「共生型サービス」が創設された。
- また、介護保険制度における地域支援事業、障害者総合支援制度の地域生活支援事業、子ども・子育て支援制度の地域子育て支援拠点事業、健康増進法に基づく健康増進事業などの地域づくりに資する事業について、複数の事業を連携して一体的に実施できる旨の事務連絡が厚生労働省から発出され、制度・分野ごとの縦割りを越えた事業実施ができることとされた。
- 平成29年の社会福祉法改正により、高齢者、障がい者、児童等の福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載する「地域福祉（支援）計画」の策定が市町村及び都道府県の努力義務とされ、当該計画は本計画等の上位計画として策定されることとされた。
- 地域包括ケアシステムの推進にあたっては、地域共生社会の実現に向け、他の福祉分野との関係も意識して取り組むことが重要である。

図表4-7 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制



2 重点推進事項

- 地域包括ケアシステムを構成する5分野（「介護予防」「生活支援」「介護」「医療」「住まい」とそれぞれが密接に関連する「認知症施策」を加えた6分野の推進を重点推進事項とする。
- 次節以降においてそれぞれの【現状と課題】を明らかにし県が実施する【方策】を定める。

重点推進事項1	介護予防の推進
重点推進事項2	生活支援の充実
重点推進事項3	介護サービスの充実
重点推進事項4	医療との連携
重点推進事項5	住まいの確保
重点推進事項6	認知症施策の推進